

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年2月8日
【会社名】	三菱重工業株式会社
【英訳名】	Mitsubishi Heavy Industries, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 泉 澤 清 次
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目2番3号
【電話番号】	(03)6275-6200(大代表)
【事務連絡者氏名】	総務部ガバナンス・文書グループ長 土 井 浩 嗣
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内三丁目2番3号
【電話番号】	(03)6275-6200(大代表)
【事務連絡者氏名】	総務部ガバナンス・文書グループ長 土 井 浩 嗣
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

## 1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

2022年12月2日付で金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき提出した臨時報告書の記載事項のうち、未確定事項の一部が確定したので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものである。

## 2【訂正事項】

### 2 報告内容

#### 1．当該吸収分割の相手会社に関する事項

(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

#### 3．当該吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

(3) その他の吸収分割契約の内容

## 3【訂正内容】

訂正箇所は、          （下線）を付して表示している。

（訂正前）

### 1．当該吸収分割の相手会社に関する事項

(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

（2022年3月31日現在）

商号                  ：三菱重工エンジニアリング株式会社

本店の所在地：神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目3番1号

代表者の氏名：代表取締役 寺沢 賢二

資本金の額      ：20,000百万円

純資産の額      ：50,720百万円

総資産の額      ：109,882百万円

事業の内容      ：化学プラント、交通システム製品、環境製品等に関するエンジニアリング及び製造・調達・建設・販売・アフターサービス、その他付随する事業

（訂正後）

### 1．当該吸収分割の相手会社に関する事項

(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

（2022年3月31日現在）

商号                  ：三菱重工エンジニアリング株式会社

本店の所在地：神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目3番1号

代表者の氏名：代表取締役 寺沢 賢二

資本金の額      ：20,000百万円

純資産の額      ：50,720百万円

総資産の額      ：109,882百万円

事業の内容      ：化学プラント、交通システム製品、環境製品等に関するエンジニアリング及び製造・調達・建設・販売・アフターサービス、その他付随する事業

（注）当該吸収分割に先立ち、2023年3月31日に三菱重工エンジニアリング株式会社は減資を行い、資本金の額を100百万円とすることを、2023年2月6日付臨時株主総会で決議している。

(訂正前)

3. 当該吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

(3) その他の吸収分割契約の内容

(略)

イ. 日程

2022年11月30日	吸収分割の基本方針に係る取締役会決議
2023年1月～2月(予定)	吸収分割契約の締結
2023年4月1日(予定)	効力発生日

(注) 当該吸収分割は、当社においては会社法第796条第2項に定める簡易分割の要件を満たし、三菱重工エンジニアリング株式会社においては会社法第784条第1項に定める略式分割の要件を満たすため、いずれも株主総会の承認を得ることなく行う予定である。

ウ. 契約内容は予定であり、今後、変更する可能性がある。後記5. 記載の吸収分割の後の吸収分割承継会社に関する事項についても同様である。

(訂正後)

3. 当該吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

(3) その他の吸収分割契約の内容

(略)

イ. 日程

2022年11月30日	吸収分割の基本方針に係る取締役会決議
2023年2月6日	吸収分割契約の締結
2023年4月1日(予定)	効力発生日

(注) 当該吸収分割は、当社においては会社法第796条第2項に定める簡易分割の要件を満たし、三菱重工エンジニアリング株式会社においては会社法第784条第1項に定める略式分割の要件を満たすため、いずれも株主総会の承認を得ることなく行う予定である。

ウ. 契約内容は、今後、変更する可能性がある。後記5. 記載の吸収分割の後の吸収分割承継会社に関する事項についても同様である。

以 上